

## 給与所得者の源泉指導会開催について

足立青色申告会  
会長 松本 安司

初夏の候、皆様には益々ご健勝のことと、お慶び申し上げます。

従業員及び専従者に給与を支払う事業主は、源泉徴収義務者となり、源泉税がかからなくても必ず源泉事務をし、その源泉税は7月10日までに納付する義務があります。

下記の日程にて個人別指導会を開催致しますので、万障お繰り合わせの上ご出席下さい。

### 記

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 日 程  | 7月／4日(火)・5日(水)・6日(木)・7日(金)        |
| 受付時間 | 午前 9:00 ~ 11:00<br>午後 1:00 ~ 4:00 |
| 会 場  | 足立青色申告会 2階<br>TEL 3881-8211       |

### 持参書類

1、平成29年分源泉徴収簿

※各従業員の氏名・住所・生年月日を必ず記入してください。

1、平成29年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

※従業員が扶養している者の氏名・生年月日が分かるようにしてください。

1、税務署より送付されている源泉税の納付書

1、平成28年分源泉徴収簿と納付書(控)

以上の書類と印鑑を忘れずにお持ち下さい。